

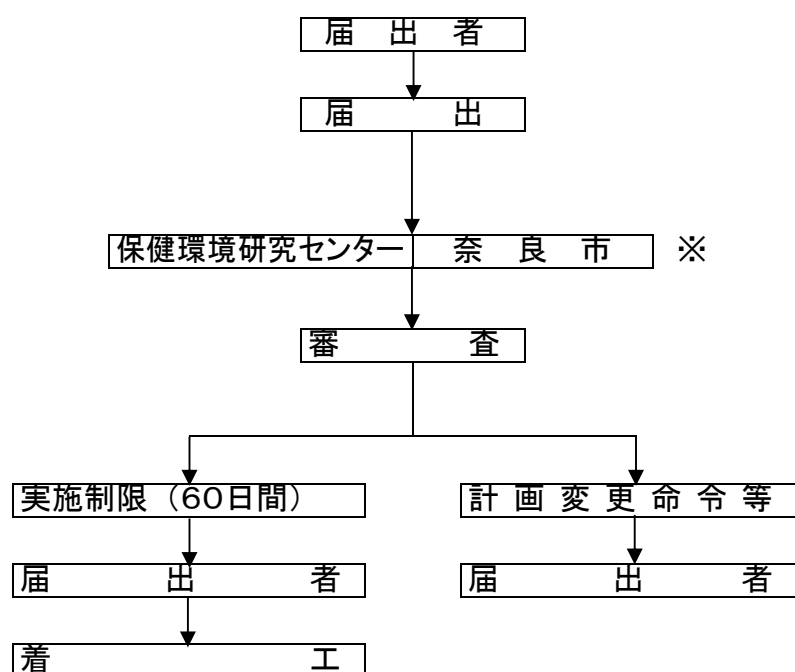
8 水質汚濁防止法等の規定による届出等

令和 8 年 4 月 1 日現在

根 拠 法 令	水質汚濁防止法(第 5 条等) 瀬戸内海環境保全特別措置法(第 5 条等) 奈良県生活環境保全条例(第 27 条等)	担当課 担当係	水・大気環境課 水 環 境 係 0742-27-8737
制度の概要	工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制する。		
目 的	公共用水域及び地下水の水質汚濁の防止を図ることにより、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。		
対 象 地 域	県内全域		
規 制 内 容	1 水質汚濁防止法2条2項に規定する特定施設(同法2条3項に規定する指定地域特定施設を含む。)、同条8項に規定する有害物質使用特定施設及び同法5条3項に規定する有害物質貯蔵指定施設を設置又は変更する場合、その工事に着手する60日前までに保健環境研究センター(奈良市内の特定事業場は奈良市)に届出が必要 2 奈良県生活環境保全条例2条1項7号に規定する汚水等排出施設を設置又は変更する場合、その工事に着手する60日前までに保健環境研究センターに届出が必要 3 瀬戸内海環境保全特別措置法の適用を受ける区域で、1日当たりの排水水の最大量が50m ³ 以上の特定事業場において、特定施設を設置又は変更する場合、知事の許可が必要 4 適用除外 (1) 鉱山保安法に規定する鉱山 (2) 電気事業法に規定する電気工作物を設置する工場又は事業場 (3) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に規定する廃油処理施設である特定施設を設置する工場又は事業場		
許 可 等 の 基 準	1 水質汚濁防止法3条1項及び2項(昭和46年6月総理府令第35号排水基準を定める総理府令)並びに同法8条1項(水質汚濁防止法施行規則6条の2)に定める排水基準による。 2 水質汚濁防止法12条の4(水質汚濁防止法施行規則8条の2から8条の7)に定める有害物質使用特定施設等に係る構造基準等による。 3 奈良県生活環境保全条例26条(奈良県生活環境保全条例施行規則16条)に定める排水基準による。 4 水質汚濁防止法3条3項の規定による排水基準を定める条例に定める排水基準による。(同条例に定める水域に限る。) 5 瀬戸内海環境保全特別措置法6条に定める許可基準による。		

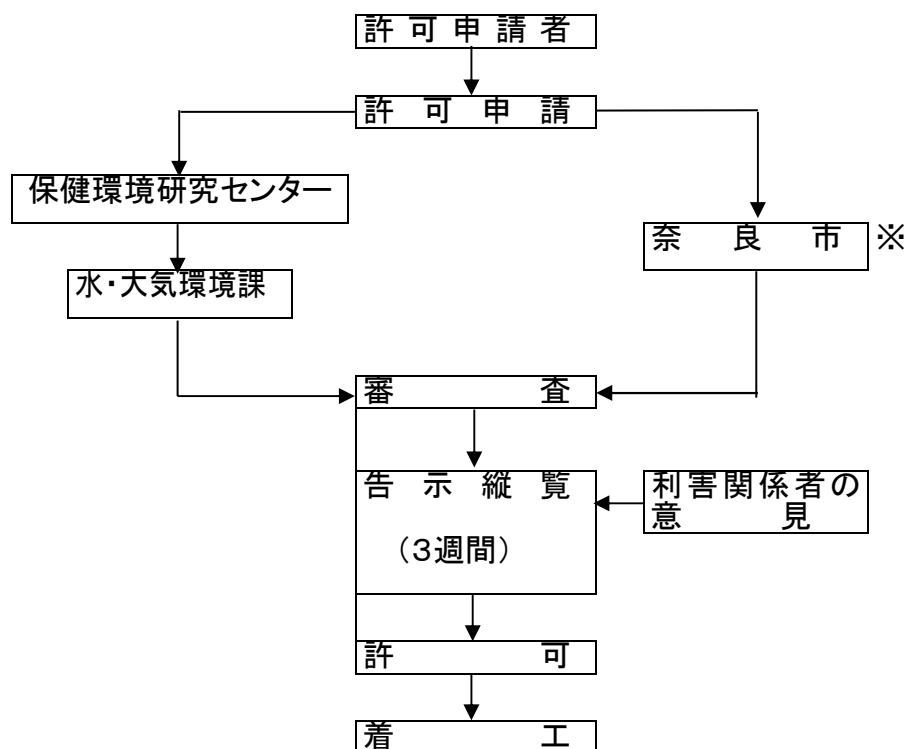
手続のフロー図

1 水質汚濁防止法等の規定による届出



※ 奈良市内の事業場については奈良市に、それ以外は保健環境研究センターに届出

2 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による許可申請



※ 奈良市内の事業場については奈良市に、それ以外は保健環境研究センターに申請